（指定の取消し等）

第百五十六条の八十三　内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十六条の六十七第一項の規定による指定若しくは第百五十六条の七十二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一　第百五十六条の六十七第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二　不正の手段により第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けたとき。

三　法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（取引情報蓄積業務移転命令）

第百五十六条の八十四　内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取引情報蓄積機関に対し、取引情報蓄積業務の全部又は一部を他の取引情報蓄積機関に行わせることを命ずることができる。

一　前条第一項の規定により第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を取り消し、又はその業務（取引情報蓄積業務に限る。）の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

二　第百五十六条の八十二第一項の認可をするとき。

三　弁済期にある債務の弁済が取引情報蓄積業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四　取引情報蓄積機関が天災その他の事由により取引情報蓄積業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第百八十八条中「又は第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関」を「、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関又は取引情報蓄積機関」に改める。

第百九十条第一項及び第百九十四条の七第三項中「第百五十六条の五十八」の下に「、第百五十六条の八十」を加える。

第百九十八条の五中「若しくは証券金融会社」を「、証券金融会社若しくは取引情報蓄積機関」に改め、同条第三号中「又は第百五十六条の三十二第一項」を「、第百五十六条の三十二第一項又は第百五十六条の八十三第一項」に改める。

第百九十八条の六第一号中「又は第百五十六条の四十」を「、第百五十六条の四十又は第百五十六条の六十八」に改め、同条第四号中「若しくは第百五十六条の五十七第一項」を「、第百五十六条の五十七第一項若しくは第百五十六条の七十九第一項」に改め、同条第十一号中「第百五十六条の三十四」の下に「、第百五十六条の八十」を加え、同条第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二　第百五十六条の六十三第一項、第百五十六条の六十四第一項又は第百五十六条の六十五第一項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

十七の三　第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項又は第百五十六条の六十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百九十九条中「若しくは第百五十六条の五十八」を「、第百五十六条の五十八若しくは第百五十六条の八十」に改め、「証券金融会社」の下に「、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関（以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。）」を加え、「又は第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関」を「若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者」に、「若しくは業務の委託を受けた者」を「又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）」に改める。

第二百四条中「又は第百五十六条の二十の七」を「、第百五十六条の二十の七又は第百五十六条の七十」に改める。

第二百五条の二の二に次の一号を加える。

三　第百五十六条の八十二第一項の認可を受けないで取引情報蓄積業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

第二百五条の二の三第一号中「若しくは第百五十六条の六十第二項」を「、第百五十六条の六十第二項若しくは第百五十六条の八十二第二項」に改め、同条第十二号中「若しくは第百五十六条の六十一第三項」を「、第百五十六条の八十二第二項若しくは第百五十六条の六十一第三項若しくは第百五十六条の八十二第二項」に改める。

第二百六条中「又は証券金融会社」を「、証券金融会社又は取引情報蓄積機関」に改め、同条に次の二号を加える。

十一　第百五十六条の七十二第二項、第百五十六条の七十七第一項又は第百五十六条の七十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二　第百五十六条の七十四第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

第二百八条中「又は第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）」を「、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）」に改め、同条第五号中「又は第百五十六条の三十三第一項」を「、第百五十六条の三十三第一項又は第百五十六条の八十一」に改め、同条第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二　第百五十六条の六十六第二項の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。

二十六の三　第百五十六条の六十九の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

第二百九条第十号中「又は第百五十六条の五十四」を「、第百五十六条の五十四又は第百五十六条の七十六」に改める。

（保険業法の一部改正）

第三条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百三十条中「は、保険会社」の下に「又は保険会社及びその子会社等」を加える。

第二百七十一条の二十八の次に次の一条を加える。

（保険持株会社に係る健全性の基準）

第二百七十一条の二十八の二　内閣総理大臣は、次に掲げる額を用いて、保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として当該保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一　保険持株会社及びその子会社等における資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額

二　当該保険持株会社の子会社等が引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額